

◎正しい対応をして減額された人の把握を

＝運用3号問題で ― 高山憲之一橋大特任教授＝

時事通信社配信『401k 情報－ 401k News』Vol.1373 2011年2月17日号

総務省の年金業務監視委員会（委員長、郷原信郎名城大教授）が16日開催された。誤った第3号被保険者記録で年金を受給している人を救済する「運用3号措置」を厚生労働省が1月にスタートしたことに批判の声が上がっていることから、この問題を議論した。

委員で一橋大特任教授の高山憲之氏は「厚生年金や共済年金の財政にどのような影響を与えているか、正しい手続きをしたために減額された年金を受け取っている人がどの程度いるか把握することが必要だ」と述べ、厚生労働省に調査を求めた。また、この問題について「民主党は政治主導を掲げている。今回の対応も政務三役が総合的に判断して法律改正でなく運用で対応する形をとったものと思われる」とコメントした。

厚生年金や共済年金では第3号被保険者の数に応じて基礎年金に拠出金を毎年出している。このため、運用3号となる人の保険料は既に厚生年金などから基礎年金へ拠出済みだ。高山氏は「この人たちをきちんと第1号被保険者として扱っていれば、厚生年金からの拠出金はどの程度少なかったのか、その規模は厚生年金の保険料に影響を与えるものだったのか、きちんと調べて報告してほしい」とした。

また、これまでの取り扱いでは、第3号被保険者から第1号被保険者の変更手続きを知らずにいた人が、本来手続きをすべき時期から10年後に気づいて年金事務所に行くと、過去2年分は保険料を納めることができるものの、それ以前の8年間は未納期間とされた。今回の「運用3号措置」ではこの8年間は保険料納付済み期間とする。高山氏は「きちんと手続きをして損をしている人がどの程度いるかを調査して、正直者が損するという問題がどの程度深刻なのかを把握することが必要だ」とした。

一方、総務省の内山昇政務官は「社会保険事務所で確認を怠ったからこうした問題が発生した。運用3号措置は行政のミスを覆い隠す処理であり、行政の怠慢だ」と厳しく批判した。

郷原委員等は「年金制度は国民と国との間の信頼関係に基づいて成り立っている。正しい手続きをしたために低年金や無年金になった人がいる一方で、手続きをしなかった人は年金を減らされない。とても国民の理解を得られるとは思えない。こうした措置を一度でも行えば、きちんと手続きをしなければいけないというモラルが失われる」と懸念を表明した。

同委員会では次回（28日）もこの問題を取り上げ、この問題を審議した厚生労働省の年金記録回復委員会の委員、年金を減額された人、有識者などから意見を聴取する方針。その上で、年金業務監視委員会の意見がまとめられ、片山善博総務相に具申する。（了）